

第3回
佐賀市自治基本条例検証委員会
【資料】

平成28年11月16日(水)

佐賀市 協働推進課

本日の内容

■日 時 平成28年11月16日(水) 10:00～11:30(予定)

■場 所 佐賀商工ビル 7階 共用大会議室

■次 第

- 1 開会 (10:00)
- 2 第3回審議事項 (10:05)
 - (1) 第2回委員会の振り返りについて
 - (2) 条例における佐賀らしさ(第23条、第25条)の運用状況及び改正の可否について
- 3 事務局連絡事項
- 4 閉会 (11:30)

■会議資料

- ・資料1…第3回佐賀市自治基本条例検証委員会【資料】
- ・資料2…地域コミュニティ活動の推進状況
- ・資料3…子どもへのまなざし運動の推進状況

(1) 第2回委員会の振り返りについて

| 佐賀市まちづくり自治基本条例検証状況 (第2回終了時点) | | | 条文 | | 運用 | |
|-----------------------------------|------|-----------------|----|------|----|------|
| 章 | 条 | 内 容 | 回 | 検証結果 | 回 | 検証結果 |
| 前文 | | | | | | |
| 第一章 総 則 | 第1条 | 目 的 | | | | |
| | 第2条 | 定 義 | | | | |
| | 第3条 | この条例の尊重 | | | | |
| | 第4条 | 自治の基本理念 | | | | |
| | 第5条 | まちづくりの基本原則 | | | | |
| 第二章 市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務 | 第6条 | 市民等の権利 | | | | |
| | 第7条 | 市民等の役割及び責務 | 2 | 継続審議 | | |
| | 第8条 | 市民活動団体の役割及び責務 | 2 | 継続審議 | | |
| | 第9条 | 事業者の役割及び責務 | 2 | 継続審議 | ● | |
| | 第10条 | 議会の役割及び責務 | 2 | 継続審議 | | |
| | 第11条 | 市長の役割及び責務 | 2 | 継続審議 | | |
| | 第12条 | 職員の役割及び責務 | 2 | 継続審議 | | |
| 第三章 情報共有、市民参加及び協働 | 第13条 | 情報共有の推進 | | | ● | |
| | 第14条 | 説明責任 | | | | |
| | 第15条 | 会議の公開 | | | | |
| | 第16条 | 個人情報の適正な管理 | | | | |
| | 第17条 | 市民参加の推進 | | | | |
| | 第18条 | 意見公募手続 | | | | |
| | 第19条 | 意見等の取扱い | | | ● | |
| | 第20条 | 審議会等 | | | | |
| | 第21条 | 住民投票 | 2 | 変更なし | | |
| | 第22条 | 協働の推進 | 2 | 変更なし | | |
| | 第23条 | 地域コミュニティ活動 | 3 | | 3 | |
| | 第24条 | 災害等への対応 | | | | |
| | 第25条 | 子どもへのまなざし | 3 | | 3 | |
| 第四章 市政運営 | 第26条 | 総合計画 | | | | |
| | 第27条 | 行政評価 | | | | |
| | 第28条 | 財政運営 | | | | |
| | 第29条 | 行政手続 | | | | |
| 第五章 国及び他の地方公共団体との関係等 | 第30条 | 国及び他の地方公共団体との関係 | | | | |
| | 第31条 | 国際的な視野の醸成 | 2 | 継続審議 | | |
| 第六章 条例の検証 | 第32条 | 佐賀市自治基本条例検証委員会 | | | | |
| | 第33条 | 条例の見直し | | | | |
| | | 全般 | 2 | 継続審議 | ● | |
| | | | 2 | 次回 | | |

1 条例改正に関する意見

(市民等の役割及び責務)

第7条 市民等は、自治の主体であることを自覚するとともに自らの発言及び行動に責任を持ち、第4条に規定する自治の基本理念を実現するための役割を広く担うものとする。

2 市民等は、まちづくりに関する情報を収集するとともに、まちづくりに関わるあらゆる主体の立場及び意見を尊重し、助け合いの精神をもってまちづくりに参加するものとする。

【論点】

- ・「自らの発言及び行動に責任を持ち」というのは必要か？この文言が入っていることで、何となくまちづくりに参加しようという気持ちにブレーキをかけているような印象を与える条文の書き方だと思う。

【委員会のコメント】

- ・策定に関わったみんなが高い意識で市民側から行かないといけないという気持ちで出てきた文言のため、外から冷静な人を見ると、最初から敷居が高いと思われるのはあるかもしれない。
- ・代議制が基本原則としてあるが、検討会議では、この自治基本条例をつくったことによって、市民が市政や議会に対して直接クレームを言うようになってくるのではないかという意見もあった。市民を排除というわけにはいかないから、行動する際には責任持つようにという意見があったのを記憶している。
- ・[事務局] 検討会議では、「市民は住みやすいまちにするために自分の言動に責任を持ち行動する」とか、「自己責任を持ってルールを守る必要がある」とか、「お互いを認めて尊重し、自らの発言にも責任を有するべきだ」というふうな意見があったようだ。
他自治体も「発言及び行動に責任を持ち」という条文が入っているところと入っていないところがある。
- ・この文言をなくすということまではいかないにしても、1項で自分たちが主体ということを感じて、その役割を広く担おうということを書いて、2項で具体的に自らの発言及び行動に責任を持つことぐらいの入れ方でいいのではないか。
- ・条文の標題の「役割及び責務」が既に重い。いっそのこと、ここは削除でも、とにかく主体であることを自覚するというのでいいのではないかという気はしている。
- ・文言の感じ方は人様々で、むしろ(2)と書いて責任持つことというほうが重たいと感じる人もいるかもしれない。
- ・当時、我々もちゃんと責任を持ってやらなければだめだという感覚になっていたと思う。今回話されたのを聞くと、運営している中で、ちょっときついなという面もある。

- ・一般的にはそういうルールを守らない人が多いから、もう少しきちんと責任を持ってほしい。

検証結果：継続審議

(市民活動団体の役割及び責務)

第8条 市民活動団体は、市民活動がまちづくりの中核となるべきものであること及び自ら
がその担い手であることを自覚し、市民活動を通じて地域における課題の解決及び地域の
活性化に貢献するよう努めなければならない。

2 市民活動団体は、地域における課題の解決及び地域の活性化を図るため、市民活動団体
の相互の連携及び組織の活性化に努めるものとする。

【論点】

- ・市民の場合と市民活動団体の場合とで2項の書き方が異なっているが、特に理由があるのか。
何で市民が持っている責任が活動団体の事業ではないのだろうということを書かせてい
ただいた。
- ・「地域における課題の解決」という文言が重い印象を与えている。団体はこれがネックになり、
積極的に協働という形はとらずに、自分たちの内部活動に留まってしまう懸念がある。現時
点では、市民活動団体の増加と活性化が必要な段階であるので、まずは、ハードルを少し下げ
てみてはどうだろうか。
例えば、第2条第2号による市民活動団体の定義に照らし「公益性のある活動をしている団体」
という表現を第8条に取り入れてはどうか。
ただし、一度やわらかい表現に変えてしまうと、少し律する形のものに変えようとするの
は相当至難のわざだと思うので、安易に和らげることはできないと思う。
運用で、公益性のある活動でも十分いいよというふうな宣伝、広報、理解、説明をしてい
かないといけない。

【委員会の主なコメント】

- ・確かに市民活動団体は楽しんでやってはだめというようなことになる可能性もある。私たち
も市民活動団体をつくって活動しているが、地域の課題を解決しているかについては余り自
信がない。
- ・[事務局] 佐賀市の「参加と協働をすすめる指針」中で取り組む主体について説明をして
いる部分がある。この中で「法人格の有無、地縁型やテーマ型の区別に関わらず、市民を基
盤として課題解決に取り組む団体を総称して、「市民活動団体」と呼んでいる。」と定義して
いるということが1つ根底にある。
市民活動団体というのはあくまで公益性のある活動を行い、その公益というのが何らかの
地域の役に立っているというのを表現した場合に、地域の課題の解決であるとか、地域の活
性化であるというような表現を用いるというふうな形になったのではないかと考えている。

検証結果：継続審議

(事業者の役割及び責務)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会へ貢献するよう努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図らなければならない。

【論点】

- ・事業者の役割について、もう少し具体的に、例えば第8条のような書き方はできないか。市民活動団体には課題の解決とか地域の活性化という文言が入っているのに、なぜか事業者では地域社会との調和という非常に消極的表現になっている。

【委員会の主なコメント】

- ・会社というのは利益主義になりがちだから、自分たちが仕事をするのは何のためかとか、どのような人のおかげでこういう仕事ができているのかというところをもう少しきちんと考えていかなければならない。当然ながら市民の一員であって、社会の一角を占めているというところを経営者も社員もきちんと考えてもらわなければ。私は厳し目でちょうどいいと思う。
- ・私も起草委員だったが、何でここまでもやわらかくしたのかあまり記憶にない。恐らくは強く言うとかたくなに出てこなくなるだろうと。8条で市民に対して非常に強く言っていて、企業はかなりやわらかいという指摘は、確かにそのとおりだと思う。
- ・検討会議のときは事業者も一緒になってやっていこうとでまとまったと思う。
- ・検討会議では市民とか市民団体にはむしろ積極的に自治の担い手だという感じがあったが、事業者にはむしろ何か協力してもらえないかというレベル。担い手であるという感覚はあまり言わなかったような気がする。
- ・大企業や中堅企業はCSRというのはきちんとやっている。当然中小企業や小企業だって、そこを意識していかなければいけないと思う。だから、法人であろうが個人であろうが、同じような役割というのは当然担わなければいけないと思うし、そういう考え方も言っておかないと、事業活動自体が社会貢献であるみたいに、だんだん小さくなっていく。
- ・熊本地震ときの、例えば、コンビニが大体震災後1日目に既に開いた。一番の危機的な状態のときに、住民に対して全部オープンにしろとか、水を全部先に配れとかいう指令が出てきて、まちづくりにきちんと参加してきたというように、むしろ積極的にやっているところもある。だから、あんまり気にしなくてもよいのではという感じはするが。
- ・食品衛生協会の指導員をやっているが、店にアルバイトだけ置いてマニュアルで動いているところがあり、そこに行っている指導しようとしてもできない。ショッピングセンターの中小のテナントへも行くが、無反応が多いので、その支店長のところに話をしに行く。

そうすると、やはりやらなければいけないという意識はあるが、それが果たしてテナントに対してできるのかというようなうやむやな返答だった。

- ・積極的ではないところに対して協力をお願いし、一緒にやっ払いこうという声かけをするための根拠になるのが、この条例だと思う。佐賀で事業をやる人はまちづくりに一緒に参加してもらいたいという思いを支えるためのものになると思う。「調和」というだけだと、何となく足りないと思うので、もう少し、市民活動団体と同じような積極的な文言を入れてもいいのかなと思う。
- ・[事務局] 第7条の（市民等の役割及び責務）の「市民等」には事業者や市民活動団体も入っている。その上で8条、9条を定めてある。市民活動団体は、社会の課題を解決する目的があって活動をしているので、ちょっと負荷をかけたような表現になっている。事業者についても当然地域社会へ貢献するというを求めた条文となっている。その上で、企業としてまなざし運動への参加をお願いしたり、地域の河川清掃と一緒に協力を促したりとか、そういうことをもって地域との調和というような表現になったという経過があった。
- ・こちらから言うと協力してもらえるときもあるが、そっぽ向いている企業が結構多いと思う。やはり企業に対しては強い文言で厳しくあっていいと思う。
- ・後半の「事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図る」というのは、例えば、町並みを何とかとか、そういう趣旨の条文ということなのか。
- ・[事務局] 検討会議でも、どうしても地域活動へ企業のほうから出てこられる動きが鈍いというような意見が出たかと思う。事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図る。それと、まずは地域を構成する一員であるということをきちんと自覚し、その一員として地域社会の貢献が第一に来るといったような文脈になっているということで御理解いただけるかと思う。
- ・昔から古い町並みを保存しているところ、お寺がいっぱいあるようなところにけばけばしいものをつくってもらったら困るということは当然あるわけだから。最低限の調和のことを言っているのだろうなという気はする。

検証結果：継続審議

(議会の役割及び責務)

第10条 議会は、市政に係る意思決定を行う議決機関としての役割を担うものとする。

2 議会は、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。

3 前2項及び法令に定めるもののほか、議会に関する基本的事項については、別に条例で定める。

(市長の役割及び責務)

第11条 市長は、本市の代表者として、これを統轄するものとする。

2 市長は、市政運営の遂行に当たっては、経営的視点を持つとともに、その透明性を確保するよう努めなければならない。

3 市長は、本市の職員の能力及び資質の向上並びに適正な配置に努め、効果的かつ効率的な組織運営に努めなければならない。

(職員の役割及び責務)

第12条 本市の職員は、市長の補助機関としての役割を担うものとする。

2 本市の職員は、全体の奉仕者として市民等の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

3 本市の職員は、市政の課題に的確に対応し、職務を遂行するために必要な能力及び資質の向上に努めなければならない。

【論点】

- ・各機関の役割については、特にまちづくり自治上の役割を書けばよいのではないかと思う。例えば、第10条から第12条までのそれぞれの条文の1項は省略してもよいのではないか。

【委員会の主なコメント】

- ・[事務局] 御指摘のとおり、第1項は自治法と重複している。ただ、まちづくりの主体を明確化するために、あえて条例により明文化しているということと、佐賀市議会基本条例で議会の役割と責務を規定しているので、そことの整合性をとっているため明確化した表現を入れている。10条、11条、12条それぞれ議会の役割、市長の役割、職員の役割は全て自治法と地方公務員法に載っている文言である。二重書きの必要はないというのは当然のことだが、検討委員会では、もう一回確認的に佐賀市の執行部、行政の役割というのをきちんとこの条例の中でもう一回規定し直そうというような話があったかと思うので、こういう条文になったかと思う。

検証結果：継続審議

(住民投票)

第21条 市長は、市政に係る特に重要な事案について市民の意思を確認する必要があるときは、住民投票を実施することができる。

2 前項の住民投票の資格者、方法その他住民投票の実施に関し必要な事項については、事案ごとに別に条例で定める。

3 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【論点】

- ・住民投票について再検討の必要を感じるが、他の委員の意見を伺いたい。

実際この条例が、必要なときに機能するのか。例えば、近々に佐賀市で住民投票をやってみようと思っている事項があるのか、また、どのぐらいの頻度でこれが活用されるのか。あと他市の事例として、どのぐらい住民投票への成果があったのかという部分が気になった。

以前、ニュースで学校にエアコンをつけるかどうかを住民投票したと聞いたことがある。佐賀市もそういうレベルまで住民投票をするのであれば、もう少し詳しくする必要もあるだろうが、全く見当がつかなかったので、伺いたいと思った。

【委員会の主なコメント】

- ・[事務局] 第1項に、「市長は、市政に係る特に重要な事案について」と書いてあり、小学校にエアコンをつけるのかが、一般的に考えて、特に重要な事案ではないと思われる。検討会議の中で、市民の市政への参加という意味表示として住民投票という制度を用意して、この条例の中に書くべきだという意見があった。また、事案ごとに住民投票条例を定める個別設置型を採用すべきとの意見だった。

なお、市のほうで住民投票を想定しているようなものは現在のところはない。具体的にどうするかというのも今のところない。過去の他の自治体の住民投票の事例としては、市町村合併の是非や、産業廃棄物施設の建設の是非、公共施設の建設の是非であるとか解職請求の是非について住民投票にかけたという事例があるようだ。

- ・佐賀でも合併の話とか、イギリスがEUを離脱するかどうかぐらいに重要な事案が出てきたときということになるのか。

- ・重大な事案としてEU統合の問題と、大阪都構想のときに、ちょっとした差で何か動いたというのを記憶しているが、多分ああいうことが想定されているのだろう。

- ・[事務局] 自治法で、幾つか住民の行政への直接参加ということで規定されているものがある。直接請求の手続きとして住民投票が絡むというような制度になっている。

ここで規定しているのは、それ以外のことについて特に重要な市の方針を決定する場合の事案ということで御理解いただければと思う。

- ・自治基本条例に記載しておかないと、住民投票ができないということもあるのか。

- ・[事務局] 住民投票については、条例を直接請求でこういう条例をつくってくれというのは住民の権利として自治法に規定されている。まず、署名が何分の1以上集まれば、住民投票の条例をつくることができる。それから住民投票ができるという形にはなるが、それをやる前に、住民投票をやるというのをこの条例の中でうたうというようなスタンスだと思っている。
- ・先ほど産業廃棄物の是非の話が出てきたが、ごみ焼却場というのは、私がやっている都市計画審議会の最重要事項である。これをもし住民投票で決着するといったら、私は猛反対する。必ず必要なものだから絶対通る。通ったからあなたのところだという言い方は、私はちょっと間違っていると思っている。それは皆で悩んでやらないといけない問題だからだ。

それから、地元の住民が反対しているからという理由で、それを「ノー」と言うこともノーだ。なぜなら、どこかにつくらざるを得ないから。

学校にクーラーをつけるかどうかについては、そんなものは住民投票必要ないと思う。

これだけ悩んでつくった条文なので、ここはまだ1個も事案が起こっていないし、しばらくはこのままにしておいてほしいという感じがする。
- ・住民投票をやったからといって法的拘束力を持つわけではないことがほとんどであって、それをするためには、議会で条例をつくらないといけないので、議会との兼ね合いがまた出てきて問題になる。それに反対する人、賛成する人という住民亀裂の問題が生じてしこりを残してしまうというのもあるので、ここがこの表現で納まっているのが精いっぱいという感じだと思う。
- ・多分、重要事項とはすごく大きな問題だと思う。多数決で決まるような問題ではないことが多いので。この条文を詳しくしたほうが良いという意味で提言したのではなく、やわらかくしたほうが良いのではないかという方向の意見だった。このぐらいでちょうどいいと思うし、もっとふわりと、こういう権利もあるのだよというぐらいでもいいと思う。
- ・私は、この条文には積極的に置いていいという立場に立っている。1つ目の理由は、住民投票の結果が、市長に拘束力を持たせるのは法律上無理なので、結局その結果を市長は尊重して判断するという条文であり、全く問題がないということ。

それから、確かに実際に住民投票をやることになると、非常に大変な問題が起こってくると思うが、まさにそれが自治基本条例の目指していることである。市民にとって非常に大きな問題のときに、自分の問題として考えて、それが意思表示として出てくるまでの過程でいろんな議論がなされて、その結果を市長はよく見た上で判断して欲しいというのがこの住民投票の仕組みなので、私としては、この条文はこのままでいいと思し、この条例には必要なものなのではないかと思っている。
- ・[事務局] 今、話に出ているようなことを、条例の逐条解説に説明として整理をさせていただいている。「市民等が主体となったまちづくりを行う上で、二元代表制による間接民主

主義が原則だが、市政に係る特に重要な事案について市民の意思を確認する必要がある場合には、間接民主主義を補完するものとして住民投票を実施できることとしている。」というのが、この条文の趣旨となる。

検証結果：条文変更なし

(協働の推進)

第22条 市民等、議会及び市長等は、協働によるまちづくりの推進に努めなければならない。

【論点】

- ・協働によるまちづくりの推進という非常にあっさりした言葉で書かれているが、この条例に基づいているんなことを市民は市に対しても言えると思うので、第17条第2項にあるように、市が協働のための環境整備をしなければならない旨の規定（及び、具体的に何をするのか）を書いてはどうか。

具体的に書くことが難しいとすれば、逆にこの条例に基づいてさらにもう1つ条例を上に乗せて、具体的な協働の方法を書くというそういう手段をとっている自治体もあるので、そこはいろんな方法があると思う。

【委員会の主なコメント】

- ・[事務局] 協働のまちづくりについては、「参加と協働を進める指針」においてガイドラインを示している。ここの条文としてはあっさりしているが、この指針との連動性というところで具体的なことを明記していると御理解いただければと思う。
- ・この指針には協働とは何かということが書いてある。それと同時に、協働するためには、情報をわかりやすく知らせるなど、まず市がやらなければならないことがある。検討会議で、例えば市報の書き方が硬いから始まって、書き方が全部お役所文章だから読みにくいとか、そのようなのがあって、最初に協働を進めるには情報の共有が必要だとかいろいろ議論されたのを覚えている。事務局から説明があったように、その協働の基本のところは指針に書かれてあり、逐条解説の中に指針に従ってやっていくということが入れてあると思うので、ここはこのままでいきたいと思う。

検証結果：条文変更なし

(国際的な視野の醸成)

第31条 本市は、まちづくりにおいて国際的な視点が必要であることを認識し、他国の都市、団体等との交流及び連携を図ることにより、市民等の国際的な視野を広げ、もって文化の多様性への理解を深めるよう努めるものとする。

【論点】

- ・「文化の多様性への理解」をダイバーシティつまり性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性まで広げてはどうか。この条文が適当でないとしても、ダイバーシティをうたった条文が必要なのではないか。

昨今の動きを考えると、次の見直しまで待ちきれない気がする。前文には一応「わたしたちは、年齢や性別等に関わりなく、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じ…」とあるがもう少し明確な立場で踏み込んだ表現が必要になってくると思う。

補足：この条文は国際的な視点というよりも、留学生や、旅行者、もっと先にいけば移民の問題とかも含めてまちづくりを考えていかなければいけないのではないかということ意見を出した。条文はこういう形でおさまっているが、本来、国際的なそういったことも1つの要因であり、ダイバーシティの視点で最初は女性や障害者の差別から始まって、今もう女性の活用だとか、障害者の才能についての理解、多種多様な人たちの能力を生かしていくような、少なくとも企業ではそういうところまで踏み込んでダイバーシティ推進担当者みたいなのを置いてやっている。世界的な流れでもあるので、ここまで踏み込んで書いておくのもいいのではという感じがしている。

だから、国際的というのはもっと広い意味での多様性の理解、またそういう人の多様性の才能とかを活用していくまちづくりということが必要になってくるのではないかと思う。

【委員会の主なコメント】

- ・[事務局] 検討委員会の中でも、男女共同参画の視点の議論の中で出たようである。前文の中に、「年齢や性別にかかわらずなく、誰もが」、その「誰もが」安心して生活できる社会をというような文面になっていて、そこの部分をどういう人たちということを特定しない、その誰もがという言葉でダイバーシティを表わしていると考えられるのではないかと思うが。

- ・私もそう思うが、もう少し明確な立場を示してもいい頃になっているのではないかと思う。

- ・起草部会するときには具体例を一旦書き出すと多分とまらなくなるだろうということで、これに決めた記憶している。確かに世界の流れとか世間の流れというのは、ダイバーシティをどう考えるかという感じで、私は多分LGBTの受け入れの問題とか、患者の権利の保護が思いつく。この前文だけだと年齢、性別にかかわらずの後に「誰もが」になるので、「年齢と性別に関係なく誰もが」としか読めないのも、そこにマイノリティが入ってくるとは文脈上あまり考えないと思う。だから、多様性を受け入れるような言い方にしたほうが、時流に沿うような気もするので、その表現が入ったらいいと思う。

- ・検討会議でマイノリティとか、あるいは今まで差別などを受けていた人たちが普通に暮らす

世の中というものの1つの表現が男女共同であったりすると、1つだけ書き表すと全部書かなければいけないという議論があった気がする。

では、国籍が異なる人たちが、佐賀の中で普通に暮らせるのかというようなことも言われたと思う。一方で、それを政治的と捉える人たちがいたことも事実だ。だから、その辺りを少しやわらかくして、まえがきでおさめておこうというようなことになった気がする。ただ、国際だけは明らかに今からそういう時代が来るということはわかっているので、そういうことを国際として書いておこうということはあったと思う。

- ・ダイバーシティというようなことを具体的に表現したときのターゲットは、どういうことが佐賀にとっては考えられるか。

- ・県外から来られた方というのは女性に対しての優しさだとか視点がちょっと弱いのではないかとか、あと、これは企業のほうなのだが、身障者に対してのいろんな課題はあるけれども、精神障害は非常に今問題になっていると思う。

挙げたらいろいろあるが、その2点かなという感じはしている。

- ・この条文そのものが問題なのではなくて、むしろ、これをもうちょっと発展的に解釈していくような、そういう国籍だけではなく、まえがきに書いたようなことをもう少し我々として共有しておかなければいけないということだと思う。

- ・一番先鋭に対立したのは、男女共同参画というキーワードをぜひ入れてくれという意見と、それを入れてしまうとほかのところはどうなるのかという意見だった。だから、男女共同参画という視点よりもっとダイナミックに動いているというのもあるので、今の時点でそれを取り入れることができるかどうかという議論は確かにあったと記憶している。

確かにこの国際だけでは表現を語り尽くせないものをまえがきに書いたが、これをこれから先、佐賀というところが悩まなければいけない。

その上のところのもっと広域、熊本のような地震が起こったら、みんなで助けに行くぞとか、九州州政府みたいなことをイメージしていたと思う。もっとやわらかく境目を除いていこうというようなことがあった気がするが、国際もその中の一つとしてある。逆に今度はマイノリティの人たちとの向き合い方をどうするかということもあったという気がする。少なくとも最低限、議論したことを記録に残しておいてほしい。

検証結果：継続審議

【論点】

- ・第22条、第23条に書いたこととも重なるかもしれないが、まちづくり自治のために市がどのような役割を果たすべきなのかをもう少し具体的に書いた方がいいように思う。例えば、人材育成、人材の派遣、市政に限定しない情報提供、市民活動のネットワークづくり、啓蒙活動など、すでにされていること、これから始めることがあると思うので、それらを整理してみてはどうか。
- ・条例なので仕方がないとは思いますが、前々から生硬い文章で、なじめないという声を聞いていた。他の条例や法令との関係で難しい部分はともかくとして、条文ごとにメリハリの効いた表現はできないものか検討する価値はあると思う。

【委員会の主なコメント】

- ・[事務局] わかりやすく親しみが持てるような表現については、他市の条例を参照いただきたい。

多くの条例には前文がついており、読みやすいように口語体が使われている。長崎市は、条例の条文そのものも口語体になっているが、ほかの自治体については、従来の法律、条例の書き振りになっている。口語体になると、どうしても日本語の文法がかなり難しいところがあって、疑義が出たり、さまざまな解釈がとられてしまったりする。

ルールとしてきちんと解釈できる、疑義が生じないようなものにしないといけないという側面から全国的に口語体の条例に広がりが出てこなかったというような状況がある。

長崎市の場合は、どうしても疑義が生じないような、一部基本的なルールを決めるということでこの条例がある。そのため検討委員会、起草部会では、通常の今までどおりの条例の表現で案を出していただいている。

- ・前から委員をされている方々は、せっかく悩んでこう決めたのに、最後に法令になじまないと言われてぽんと変えられてしまったので、何だこれとは思われたのでは。最後の抵抗として前文だけは触らせないということで、その中に気持ち盛り込むぞというような形になっていったと思う。それを十分承知の上で言われているということは理解しておきたい。

後で運用のほうで、「こういう条例をもう少しわかりやすく書かないと伝わらないよ」と、「条文だけ見せても」というふうに意見が出ているが、その運用のほうと含めてちょっと議論していきたいと思う。

まちづくりのために市がどのような役割を果たすべきなのかについては、次回23条をやるときに、いわゆるコミュニティ活動が基本だと我々は認識しているので、そのコミュニティ活動を進めるに当たって佐賀市の役割とは何かというようなことを少し議論したいので、そこでちょっともう一回やらせていただくということをお願いしたい。

検証結果：継続審議

(2) 条例における佐賀らしさ（第23条、第25条） の運用状況及び改正の可否について

1 第23条 地域コミュニティ活動

【条文】

第23条 市民等は、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、身近な地域の課題を共有し、その解決を図り、及び当該地域の活性化を図ることを目的とした自主的な活動（以下「地域コミュニティ活動」という。）を行うよう努めるものとする。

2 市長等は、地域コミュニティ活動を尊重するとともに、その活動が促進されるよう支援に努めるものとする。

(1) 運用に関する意見

【委員の意見】

| 議論のポイント | 委員の意見 | 委員 |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 行政のあり方とまちづくり協議会の設置状況 | 市の考え方に実態が伴っていない。本条例がまちづくり協議会の活動の後ろ盾になるようにと、条文策定の際に佐賀らしさのひとつとして地域コミュニティ活動を条文化している。 まちづくり協議会をしっかりと整えていくことが大切である。 | 小城原委員 |
| 条文を変えるのは難しい | 地域の実情として市民の関心がないことと役員の担い手不足が原因で既存の組織継続が困難になっている。 | 下村委員 |

(2) 条例改正に関する意見

【委員の意見】

| 議論のポイント | 委員の意見 | 委員 |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------|
| 協働の進め方について | 「その活動が促進されるように支援する」ことも必要だが、協働というためには、それぞれが役割を分担して共に活動する場合についても書いてはどうか。 | 井上委員 |
| 「地域の課題を共有し、その解決を図り」という文言が、やはり重いイメージを与えているきらいがある。 | 「その解決を図り」の箇所を「その解決に向け活動し」という表現にやわらげてはどうか。 | 徳永委員 |

2 第25条 子どもへのまなざし

【条文】

第25条 市民等、議会及び市長等は、全ての大人が未来を担う子どもの育成及び健やかな成長に関心を持ち、主体的に関わる社会の実現を図るよう努めるものとする。

(1) 運用に関する意見

【委員の意見】

| 議論のポイント | 委員の意見 | 委員 |
|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 説明の中に「子どもへのまなざし100%のまち」の実現を目指しとあるが、何を持って100%なのか、具体的な取り組みからの成果が分かりにくいと思う。 | 小学校のPTA本部活動を6年体験したが、子どもたちを取り巻く環境は課題がたくさんあると感じている。大人がもっと学ぶ環境も必要である。大人がコミュニケーション能力をアップさせること、幸せに感じること、感謝の心を大事にしていること。 そのような中で子どもたちの健やかな成長は育まれていくと良いと思う。市の取り組みによって、どのような成果が本当に出ているのか知りたいと思った。 | 田中委員 |

(2) 条例改正に関する意見

【委員の意見】

| 議論のポイント | 委員の意見 | 委員 |
|---------|---------------------------------------------|------|
| 文言について | (案) 努めるものとする。 ↓ (義務として表記) 努めなければならない。 | 高原委員 |

3 第23条、第25条以外の運用に関する意見

【条文】

(事業者の役割及び責務)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会へ貢献するよう努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図らなければならない。

【委員の意見】

| 議論のポイント | 委員の意見 | 委員 |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 条文について議論するのではなく、この条例をいかに実のあるものにしていくかということを議論したい。 | 事業所の地域社会への貢献意識がまだまだ低いと感じる。これは、企業へ自治基本条例自体の広報が行き届いていないことが原因ではないか。企業によっては、このような条例があることと、この条例の趣旨を伝えることによって共感し行動につなげてくれるところがあると思う。まずは広報を！ | 小城原委員 |
| 事業者の地域社会への貢献は、その事業活動の範囲にとどまるものなのかどうか。 | さまざまな事業者があるので、一概には言えないが、事業活動の範囲であるなしを問わず、いろいろな局面で地域社会への貢献に努めるべきであって、事業活動さえしていればよいと縮小均衡の考え方にならないようにしなければならないと思う。 | 香月委員 |

【条文】

(情報共有の推進)

第13条 市民等、議会及び市長等は、情報共有によるまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民活動団体、事業者、議会及び市長等は、正当な理由がある場合を除き、まちづくりに関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく公表し、又は提供するよう努めるものとする。

3 市民等は、別に条例で定めるところにより、議会及び市長等に対し、市政に関する情報の公開を請求することができる。

【委員の意見】

| 議論のポイント | 委員の意見 | 委員 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------|------|
| 条文を変えるのは難しい | せっかく良い条例ができて、パソコン等を使えない人もいますので、広く市民へ発信するためには様々な手法を活用しなければ、きちんと伝わっていかないと思う。 | 下村委員 |

【条文】

(意見等の取扱い)

第19条 市長等は、市民等から市政に対する意見、要望、提言等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

【委員の意見】

| 議論のポイント | 委員の意見 | 委員 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 市民から意見、要望、提言が何件出ていて、内容等も分からない。説明の中に”～具体的には市政に対する要望等に関する処理要領に基づき対応しています”とあるが、どのように対応されているのかわからない。 | どのような意見が市民から出ていて、それについて、どのような対応をしてどのように改善されたかを誠実に明白に報告していただくと、市民としてもオープンで清らかな市政のイメージがあり、気持ちが良いと思う。 | 田中委員 |

【委員の意見】

(条例全般)

| 議論のポイント | 委員の意見 | 委員 |
|---------------------------------------------------|-------------------------------|-------|
| 条文はできて間もない。条文自体を見直すことよりも本条例を生かし、実動につながるような議論をしたい。 | 広報にもっと力を入れ、まずは市民に条例を知ってもらいたい。 | 小城原委員 |

次回（第4回）検証委員会の開催について

■日 時

平成29年1月23日(月) 10:00～11:30(予定)

■場 所

佐賀商工ビル 7階 共用大会議室（佐賀市白山二丁目1番12号）

（※委員の方には、後日、開催通知を郵送します。）